

## 令和8年度 労働保険年度更新手続きについて

陽春の候、貴殿におかれましては、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。さて、今年も労働保険の年度更新についてご案内させていただきますので、下記事項にご留意のうえ、同封いたしました各種報告書類のご提出をお願い申し上げます。



**「賃金等の報告」は4月24日（金）必着！**

—必ずお読みください—

### 01 年度更新手続きとは

労働保険（雇用保険と労災保険の総称です）の保険料は、下記の方法で算出されます。

●期 間：毎年4月1日から翌3月31日までの1年間

●計算式：「保険料」＝「賃金総額」×「保険料率」

保険料は、保険年度の当初に見込額（概算保険料）を納め、保険年度末に実際に年度中に支払った賃金の総額を確定した時点で確定保険料を算出し、差額を精算します。

この精算と新年度の概算保険料の申告・納付を同時に行うことを「年度更新手続き」といいます。

事務組合では、皆様からご提出いただく「賃金等の報告」により算出される保険料を、一括して労働局に納付しますので、一社でも「賃金等の報告」の提出・保険料の納付が遅れますと、全事業所の更新手続きができません。提出期限は厳守いただきますよう、お願い申し上げます。

### 02 「賃金等の報告」について

裏面の記入例に従って「賃金等の報告」をご記入ください。前年度とは「令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）」を表します。今年度は「令和8年度（令和8年4月1日～令和9年3月31日）」を表します。ご注意ください。

### 03 注意点

従業員へ支払う賃金は、労働局への申し出なく、最低賃金を下回ることはできません。最低賃金は毎年変わりますのでご注意ください。

**岐阜県最低賃金 1,065円（時間額）**

令和7年10月18日～

名称や住所などの変更がある場合は速やかにご報告ください。

雇用保険加入事業所で従業員の採用・退職等があった場合は速やかに今回同封しております届出書にてご連絡をお願いいたします。

「算定基礎賃金等の報告」及び「一括有期事業報告書」は八百津町商工会ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。



<https://www.gifushoko.or.jp/yaotsu/>

# 「算定基礎賃金等の報告」 記入例

①～⑦まで必ず記入してください。

④⑤⑥が未記入の場合は前年度と同内容で更新させていただきますことを、ご了承ください。

提出日は必ずご記入ください。事業主氏名のご捺印は不要です。

組機様式第5号 労働保険料等算定基礎賃金等の報告 作成 頁

住所 〒 505-0301 労働保険番号 府県 所管 管轄 基幹番号 後番 別表  
 加茂郡八百津町八百津3800-4 21 3 07 945030000 7

事業場名 株式会社 商工会製作所 雇用保険事業所番号 2107-012456-7

事業主名 代表取締役 商工太郎 殿 事務組合名 八百津町商工会 (TEL: 0574-43-0266)

3. 事業の概要 4. 特掲事業 5. 新年度賃金見込額  
 金属部品製造 (機械) 1. 該当する 2. 該当しない ① 前年度と同額  
 6. 延納の申請 1. 一括納付 2. 分納(3回) ② 前年度と異なる

月別	1. 労災保険及び一括拠出金対象労働者数及び賃金				2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金			
	(1) 常用労働者	(2) 役員で労働者扱いの者	(3) 臨時労働者	(4) 合計	(5) 被保険者	(6) 役員で被保険者扱いの者	(7) 合計	
4月	5	1	2	8	6	1	7	900000
5月	5	1	2	8	6	1	7	900000
6月	5	1	3	9	6	1	7	900000
7月	5	1	2	8	6	1	7	900000
8月	5	1	3	9	6	1	7	900000
9月	5	1	4	10	6	1	7	900000
10月	5	1	3	9	6	1	7	900000
11月	5	1	2	8	6	1	7	900000
12月	5	1	2	8	6	1	7	900000
1月	5	1	2	8	6	1	7	900000
2月	5	1	2	8	6	1	7	900000
3月	5	1	2	8	6	1	7	900000
前年等	7	1	2	10	6	1	7	1000000
前年等	12	1	2	6	6	1	7	1600000
前年等	5	1	2	6	6	1	7	1600000
合計	9200000	4800000	1100000	15100000	9200000	4800000	14000000	

8. 事業種変更年月 業種変更前 (業種変更が無い時) 業種変更後

9. 特別加入者の氏名

氏名	基礎日額	適用月数	希望する基礎日額
商工太郎	10000	12	10000
商工花子	10000	12	10000
商工一郎	10000	12	10000

7. 予備欄

事業主氏名 株式会社 商工会製作所 代表取締役 商工太郎

## ①各労働者の賃金総額を記入してください。

税金等を控除する前の総支給額の合計を各月ごとに記入します。特別加入者は含みません。賃金に含む：通勤・家族等の各種手当 他 賃金に含まない：旅費・見舞金・退職金 他 「(2) 役員で労働者扱いの者」欄には特別加入者以外の役員で実態が労働者扱いの方を記入します。

## ②雇用保険に加入している労働者のみご記入ください。

税金等を控除する前の総支給額の合計を各月ごとに記入します。特別加入者は含みません。賃金に含む：通勤・家族等の各種手当 他 賃金に含まない：旅費・見舞金・退職金 他 「(2) 役員で労働者扱いの者」欄には兼務役員または同居親族の方で雇用保険に加入している方の賃金を記入します。

## ③合計欄の上段は円単位で、下段は千円単位(千円未満切り捨て)にてご記入ください。

1ヵ月平均使用労働者数は次の計算式で算出してください。(賞与支給人数は含みません)

前年度各月末の  
 1ヵ月平均 = 使用労働者数の合計 / 被保険者数  
 1.2  
 小数点以下は切捨て。1人未満の場合のみ1人とします。

## ④事業の概要は詳細にご記入ください。

## ⑤新年度賃金見込額は、前年度と比較して50%以下に減少する、2倍以上に増加する見込みの場合は「2」に〇を付けて見込額を記入してください。

## ⑥一括納付か分納(3回)か選択してください。

## ⑦書類作成者・代表者の氏名をそれぞれ、ご記入ください。

## 特別加入者の年度更新欄

### A：継続する方

- 前年度と同額で更新(継続)する場合は「11. 適用月数」に12と記入し、「12. 希望する基礎日額」欄に「10.承認された基礎日額」欄と同じ金額を記入してください。
- 前年度の日額から変更を希望される場合は「12. 希望する基礎日額」欄に変更後の日額を記入してください。※ただし、変更は今年度の7月中旬ごろからの適用となりますことをご承知おきください。(別途書類必要です)

### B：脱退する方

- 脱退する場合は、「9. 特別加入者の氏名」欄と「10.承認された基礎日額」欄を「=」で消します。※この場合、別途書類が必要になりますので至急、ご連絡ください。

### C：新規加入の方

- 今年度から新たに特別加入に入る場合は「9. 特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名を、「12. 希望する基礎日額」欄に希望日額を記入します。※この場合、別途書類が必要になりますので至急、ご連絡ください。

### ▶特別加入制度についての注意：

給付基礎日額は5,000円以上を最低の目安として、加入者の年収等を考慮し、相応した金額でお願いします。また、雇用保険の対象となる従業員がいない場合は特別加入の適用はできませんので一人親方労災への切り替えをお願いいたします。

### ▶承認日の取扱い

- 加入申請書：申請日(監督署の受付日)の翌日から14日以内の希望する日
  - 変更届：申請日(監督署の受付日)の翌日から14日以内の希望する日
  - 脱退申請書：申請日(監督署の受付日)の翌日から14日以内の希望する日
- ※加入日を遡って手続きすることはできませんので、ご注意ください。

# 八百津町商工会

0574-43-0266

yaotsu@ml.gifushoko.or.jp



# 「現場の労災保険に関する書類」 記入例

前年度に(4月1日～3月31日)に完了した元請工事がある場合にご提出ください。  
元請工事がない場合は書類Aの提出は不要です。

**A** 様式第7号 (第34条関係) (甲) 労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業) 事業主控

労働保険番号	事業の名称	事業場の所在地	事業の期間	請負金額の内訳	労務賃金総額
21105945035000	村瀬宅リフォーム工事 他3件	八百津町	R7年4月18日から R8年2月10日まで	3,000,000	6,900,000
	田中宅新築工事	八百津町	R7年6月1日から R7年12月10日まで	3,400,000	7,820,000
	計			6,400,000	14,720,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

令和8年 4月 17日

事業主 株式会社商工会務店 商工二郎  
代表取締役 商工二郎

作成者氏名 商工二郎

- 労働保険番号を下記の総括表に記載された番号を参考に記入ください。
- 事業の種類、工事ごとに分けて記入してください。事業の種類が異なる場合は別の用紙にご記入ください。
- 平成27年4月以降に開始した工事は、請負代金の額、請負金額は消費税抜きでご記入ください。
- 提出する書類の枚数をご記入ください。
- 事業の種類についてご記入ください。
- 合計額をご記入ください。
- 代表者をご記入ください。

**2枚複写のうち下の1枚をご提出ください。**

**B** 総括様式第8号

住所 〒505-0301 加茂郡八百津町八百津3800-4

事業場名 株式会社商工会務店

事業主名 代表取締役 商工二郎 殿

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金の報告

業種番号	事業の種類	1. 請負金額	2. 賃金総額	3. 一括有期事業報告書の枚数	4. 常時使用労働者数
31	水力発電施設等設置工事	18	19	18	5
32	道路新設事業	19	20	19	1
33	舗装工事	18	19	18	1
34	鉄道又は軌道新設事業	23	25	23	1
35	建築事業	21	23	21	1
38	既設建築物設備工事	14,720,000	14,720,000	13,984,000	2
36	特別加入者	35	6,205	95	
37	保険料計			1,987,877	
	一般拠出金	14,720,000		2,947,000	

特別加入者の氏名

氏名	生年月日	加入日	退会日	基礎日額
A 商工二郎	1200/12/20	00/00/00	00/00/00	00
B 商工雄三	5000/00/00	00/00/00	00/00/00	00
C 商工正和	1000/00/00	00/00/00	00/00/00	00

令和8年4月17日 事業主氏名 株式会社商工会務店 代表取締役 商工二郎

作成者氏名 商工二郎

- 「1. 請負金額」と「2. 賃金総額」欄には、一括有期事業報告書より事業の種類ごとに集計した額を転記してください。(賃金総額の欄は千円単位で記入します)
- 報告書の枚数を記入してください。
- 常時使用労働者数を記入してください。使用する労働者がいない場合は特別加入に加入することはできません。(事業主・家族従業員除く)
- 事業の概要について記入してください。
- 新年度賃金見込額は、前年度と比較して50%以下に減少する、2倍以上に増加する見込みの場合は「2」に○を付けて見込額を記入してください。
- 一括納付か分納(3回)か選択してください。
- 書類作成者、代表者のお名前をそれぞれ記入してください。

## 特別加入者の年度更新欄

### A: 継続する方

- 前年度と同額で更新(継続)する場合は「適用月数」に12と記入し、「希望する基礎日額」欄に「承認された基礎日額」欄と同じ金額を記入してください。
- 前年度の日額から変更を希望される場合は「希望する基礎日額」欄に変更後の日額を記入してください。
- ※ただし、変更は今年度の7月中旬ごろからの適用となりますことをご承知おください。(別途書類必要です)

### B: 脱退する方

- 脱退する場合は、「特別加入者の氏名」欄と「承認された基礎日額」欄を「=」で消します。
- ※この場合、別途書類が必要になりますので至急、ご連絡ください。

### C: 新規加入の方

- 今年度から新たに特別加入に入る場合は「特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名を、「希望する基礎日額」欄に希望日額を記入します。
- ※この場合、別途書類が必要になりますので至急、ご連絡ください。

八百津町商工会

☎ 0574-43-0266    ✉ yaotsu@ml.gifushoko.or.jp